

## 令和4年第1回東浦町議会定例会議案

令 和 4 年 3 月 2 日 提 出

## 目 次

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ······	1
議案第2号 東浦町職員定数条例の一部改正について ······	2
議案第3号 東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ······	3
議案第4号 東浦町個人情報保護条例の一部改正について ······	5
議案第5号 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について ······	7
議案第6号 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 及び東浦町消防団条例の一部改正について ······	25
議案第7号 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について ······	29
議案第8号 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について ·	30
議案第9号 令和3年度東浦町一般会計補正予算（第11号） ······	別添
議案第10号 令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） ···	別添
議案第11号 令和4年度東浦町一般会計予算 ······	別添
議案第12号 令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算 ······	別添
議案第13号 令和4年度東浦町土地取得特別会計予算 ······	別添
議案第14号 令和4年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算 ······	別添
議案第15号 令和4年度東浦町水道事業会計予算 ······	別添
議案第16号 令和4年度東浦町下水道事業会計予算 ······	別添

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を令和4年5月16日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、  
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を  
求める。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

石 原 弘 幸

東浦町大字石浜 昭和21年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員石原弘幸の任期が、令和4年5月15日をもって満了となることに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

議案第2号

東浦町職員定数条例の一部改正について

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例

東浦町職員定数条例（昭和41年東浦町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>370人</u> (2) 及び (3) 略 (4) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>30人</u> (5) から (7) まで 略 総計（兼任職員を除く。） 略 2及び3 略	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>363人</u> (2) 及び (3) 略 (4) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>37人</u> (5) から (7) まで 略 総計（兼任職員を除く。） 略 2及び3 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

職員の定数を改めるため提案するものである。

議案第3号

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子</u> (育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。) が1歳6か月に達する日 (以下「1歳6か月到達日」という。) (第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日) までに、その任期 (任期が更新される場合にあっては、更新後のもの) が満了すること及び <u>引き続いて任命権者を同じくする職</u> (以下「特定職」という。) <u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職</u> (以下「<u>特定職</u>」という。) <u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子</u> (育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。) が1歳6か月に達する日 (以下「1歳6か月到達日」という。) (第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日) までに、その任期 (任期が更新される場合にあっては、更新後のもの) が満了すること及び <u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>

<p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ及びウ 略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ及びウ 略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員</u></p>
--	---

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため提案するものである。

議案第4号

東浦町個人情報保護条例の一部改正について

東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

東浦町個人情報保護条例（平成20年東浦町条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号）第<u>2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) から (8) まで 略</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等）<u>個人情報の保護に関する法律</u>第<u>2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第<u>2条第1項</u>に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) 略 (適用除外)</p> <p>第44条 この章の規定は、法律の規定により<u>個人情報の保護に関する法律</u>第<u>5章第4節</u>の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第58号）第<u>2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) から (8) まで 略</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等）<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第59号）第<u>2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第<u>2条第1項</u>に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) 略 (適用除外)</p> <p>第44条 この章の規定は、法律の規定により<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>第<u>4章</u>の規定が適用されない保有個人情報については、適用し</p>

<p>(適用除外)</p> <p>第 53 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条に規定する個人情報</p> <p>(2) 略</p>	<p>ない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 53 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報</p> <p>(2) 略</p>
--	--

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第5号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</b></p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.01</u>を乗じて算定する。</p>	<p><b>(基礎課税額の所得割額)</b></p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.43</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p> <p><b>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</b></p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,700円</u>とする。</p>	<p>2 略</p> <p><b>(基礎課税額の被保険者均等割額)</b></p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,600円</u>とする。</p>
<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</b></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者で</p>	<p><b>(基礎課税額の世帯別平等割額)</b></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者で</p>

あって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 23,900円

(2) 特定世帯 11,950円

(3) 特定継続世帯 17,925円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.12を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に

あって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条において同じ。)以外の世帯 26,600円

(2) 特定世帯 13,300円

(3) 特定継続世帯 19,950円

(後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,800円とする。

(後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に

<p>応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,900円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>3,950円</u></p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>5,925円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.68</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.37</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,100円</u>とする。</p>	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p>	<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,600円</u>とする。</p>
<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p>	<p>第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p>	<p>2から8まで 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介</p>	<p>応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,800円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>4,400円</u></p>
<p>(3) 特定継続世帯 <u>6,600円</u></p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.37</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,600円</u>とする。</p>	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p>	<p>第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p>	<p>2から8まで 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介</p>

護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円)の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る

護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円)の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 第 2 条第 2 項の被保険者均等割

<p><u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,790円</u></p>	<p>額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>19,320円</u></p>
<p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,730円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,365円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>12,548円</u></p> <p>ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,810円</u></p>	<p>イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,620円</u> (イ) 特定世帯 <u>9,310円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>13,965円</u></p> <p>ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,060円</u></p>
<p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,530円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,765円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,148円</u></p> <p>オ <u>介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</u> 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,070円</u></p>	<p>エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,160円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,080円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,620円</u></p> <p>オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,020円</u></p>
<p>カ <u>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</u> 1世帯について <u>4,200円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち</p>	<p>カ 第2条第4項の世帯別平等割額 1世帯について <u>4,200円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与</p>

給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について  
14,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,950円  
(イ) 特定世帯 5,975円  
(ウ) 特定継続世帯 8,963円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 4,150円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,950円  
(イ) 特定世帯 1,975円  
(ウ) 特定継続世帯 2,963円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 第2条第2項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,800円

イ 第2条第2項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円  
(イ) 特定世帯 6,650円  
(ウ) 特定継続世帯 9,975円

ウ 第2条第3項の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,900円

エ 第2条第3項の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円  
(イ) 特定世帯 2,200円  
(ウ) 特定継続世帯 3,300円

オ 第2条第4項の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,300円

<p><u>5,050円</u></p> <p>カ <u>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</u> 1世帯について 3,000円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,940円</u></p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,780円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>2,390円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>3,585円</u></p> <p>ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,660円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区</p>	<p>カ <u>第2条第4項の世帯別平等割額</u> 1世帯について <u>3,000円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>第2条第2項の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,520円</u></p> <p>イ <u>第2条第2項の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>2,660円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>3,990円</u></p> <p>ウ <u>第2条第3項の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,160円</u></p> <p>エ <u>第2条第3項の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
--	---

<p>分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,580円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>790円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,185円</u></p> <p><b>才 介護納付金課税被保険者に係る</b> 被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,020円</u></p> <p><b>カ 介護納付金課税被保険者に係る</b> 世帯別平等割額 1世帯について <u>1,200円</u></p> <p><b>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者</b> (以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p><b>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</b> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p><b>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯</b> <u>4,455円</u></p> <p><b>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯</b> <u>7,425円</u></p> <p><b>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯</b> <u>11,880円</u></p> <p><b>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</b> <u>14,850円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,760円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>880円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,320円</u></p> <p><b>オ 第2条第4項の被保険者均等割額</b> 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,720円</u></p> <p><b>カ 第2条第4項の世帯別平等割額</b> 1世帯について <u>1,200円</u></p>
--	--

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,245円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,075円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,150円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によ

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した

<p>によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) 及び」とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 略          (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第 21 条第 1 項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5 第 1 項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第 703 条の 5 第 1 項</u>に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び<u>第 21 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2</p>	<p>金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) 及び」とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 略          (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第 21 条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第 703 条の 5</u>に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び<u>第 21 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあ</p>
---	--

項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

る」の「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条

法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 <u>第21条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 <u>第21条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
5 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	5 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び <u>第21条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 <u>第21条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び <u>第21条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 <u>第21条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び <u>第21条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び <u>第21条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

<p>額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 21 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>に法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 21 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び<u>第 21 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第 21 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び<u>第 21 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第 21 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>		<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>	

<p>世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準</p>
<p>世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準</p>

<p>準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第21条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第21条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第21条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>
<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項</p> <p>(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第21条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項</p>	<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第21条</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項</p>

( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

### (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」。

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

## (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租

<p>並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>14 略</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>14 略</p>

## 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の

年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**提案理由**

国民健康保険税の課税額を改める等のため提案するものである。

議案第6号

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び東浦町消防団条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び東浦町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び東浦町消防団条例の一部を改正する条例

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年東浦町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員の項から期日前投票所の投票立会人の項まで 略			教育委員会委員の項から期日前投票所の投票立会人の項まで 略		
消防団団長	年額	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 基本額 273,000円</u> <u>(2) 水火災その他の災害に係る出動割</u> <u>1日につき8,000円</u> <u>(4時間以内の場合</u> <u>は4,000円)</u> <u>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割</u> <u>1日につき</u> <u>4,000円 (4時間以内の場合</u> <u>は2,000円)</u>		消防団団長	年額 273,000円
消防団副団長	年額	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 基本額 197,000円</u> <u>(2) 水火災その他の災</u>		消防団副団長	年額 197,000円

		<p><u>害に係る出動割</u>  <u>1日につき8,000円</u>  <u>(4時間以内の場合は4,000円)</u></p> <p><u>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割</u>  <u>1日につき</u>  <u>4,000円 (4時間以内の場合には2,000円)</u></p>		
消防 団分 団長	年額	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p><u>(1) 基本額 115,500円</u></p> <p><u>(2) 水火災その他の災害に係る出動割</u>  <u>1日につき8,000円</u>  <u>(4時間以内の場合には4,000円)</u></p> <p><u>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割</u>  <u>1日につき</u>  <u>4,000円 (4時間以内の場合には2,000円)</u></p>	消防 団分 団長	年額 115,500円
消防 団副 分団 長	年額	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p><u>(1) 基本額 78,500円</u></p> <p><u>(2) 水火災その他の災害に係る出動割</u>  <u>1日につき8,000円</u>  <u>(4時間以内の場合には4,000円)</u></p> <p><u>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割</u>  <u>1日につき</u>  <u>4,000円 (4時間以内の場合には2,000円)</u></p>	消防 団副 分団 長	年額 78,500円

消防 団部 長	年額	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>(1) 基本額 50,500円</p> <p>(2) 水火災その他の災害に係る出動割 1日につき8,000円 (4時間以内の場合 は4,000円)</p> <p>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割 1日につき 4,000円 (4時間以内の場合は2,000円)</p>	消防 団部 長	年額	50,500円
消防 団班 長	年額	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>(1) 基本額 42,000円</p> <p>(2) 水火災その他の災害に係る出動割 1日につき8,000円 (4時間以内の場合 は4,000円)</p> <p>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割 1日につき 4,000円 (4時間以内の場合は2,000円)</p>	消防 団班 長	年額	42,000円
消防 団員	年額	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>(1) 基本額 36,500円</p> <p>(2) 水火災その他の災害に係る出動割 1日につき8,000円 (4時間以内の場合 は4,000円)</p> <p>(3) 水火災その他の災害以外に係る出動割 1日につき 4,000円 (4時間以内の場合は2,000円)</p>	消防 団員	年額	31,500円

<u>内 の 場 合 は 2,000 円)</u> 防災会議委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略 備考 略	防災会議委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略 備考 略
---	------------------------------------

(東浦町消防団条例の一部改正)

第2条 東浦町消防団条例（昭和41年東浦町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前												
	<u>(報償金)</u>												
	<u>第14条 団員が職務に従事するときは、次の報償金を支給する。</u>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">支給 単位</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">出動報償金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3,000円以内で 町長が定める額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">警戒報償金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2,000円以内で</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">訓練報償金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">町長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給 単位	金額	出動報償金	1回	3,000円以内で 町長が定める額	警戒報償金	1回	2,000円以内で	訓練報償金	1回	町長が定める額
区分	支給 単位	金額											
出動報償金	1回	3,000円以内で 町長が定める額											
警戒報償金	1回	2,000円以内で											
訓練報償金	1回	町長が定める額											
(公務災害補償)	(公務災害補償)												
第14条 略	第14条 団員が職務に従事するときは、次の報償金を支給する。												
(退職報償金)	(退職報償金)												
第15条 略	第15条 略												
(委任)	(委任)												
第16条 略	第16条 略												
(施行期日)	(施行期日)												
第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。												
(経過措置)	(経過措置)												
第2条 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出動した者に係る報酬（基本額を除く。）について適用する。	第2条 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出動した者に係る報酬（基本額を除く。）について適用する。												
2 第2条の規定による改正後の東浦町消防団条例の規定は、施行日前に出動した者に係る報償金については、なお従前の例による。	2 第2条の規定による改正後の東浦町消防団条例の規定は、施行日前に出動した者に係る報償金については、なお従前の例による。												

#### 提案理由

消防団団員の年額報酬の額を引き上げる等のため提案するものである。

議案第7号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年東浦町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第8号

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例

(東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正)

第1条 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和53年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
行政 財 産 の 種 類	使用の区分	単位	金額	行政 財 産 の 種 類	使用の区分	単位	金額
土地  （昭和 27年法  律 第 180号)  第 32  条第1 項第1 号に掲 げる工 作物の 敷地と して使 用する 場合	道路法 電柱 第1種	1本1 年につ き	950円	土地  （昭和 27年法  律 第 180号)  第 32  条第1 項第1 号に掲 げる工 作物の 敷地と して使 用する 場合	道路法 電柱 第1種	1本1 年につ き	1,100円
	第2種 電柱	1本1 年につ き	1,500円		第2種 電柱	1本1 年につ き	1,600円
	第3種 電柱	1本1 年につ き	2,000円		第3種 電柱	1本1 年につ き	2,200円
	第1種 電話柱	1本1 年につ き	850円		第1種 電話柱	1本1 年につ き	940円
	第2種 電話柱	1本1 年につ き	1,400円		第2種 電話柱	1本1 年につ き	1,500円
	第3種 電話柱	1本1 年につ き	1,900円		第3種 電話柱	1本1 年につ き	2,100円
	その他	1本1	85円		その他	1本1	94円

	の柱類	年につき	
共架電線その他上空に設ける線類 略			
地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5 円	
地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	830 円	
地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	510 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1,700 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	720 円	
広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2,400 円	
その他 のもの	1 平方メートル 1 年	1,700 円	
	の柱類	年につき	
共架電線その他上空に設ける線類 略			
地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	6 円	
地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	920 円	
地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	570 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1,900 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	790 円	
広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2,300 円	
その他 のもの	1 平方メートル 1 年	1,900 円	

		につき				につき		
道路法 第 32 条第 1 項第 2 号に掲 げる物 件を埋 設する 場合	外径が 0.07メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	36 円		道路法 第 32 条第 1 項第 2 号に掲 げる物 件を埋 設する 場合	外径が 0.07メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	40 円
	外径が 0.07メ ートル 以上 0.1 メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	51 円		外径が 0.07メ ートル 以上 0.1 メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	57 円	
	外径が 0.1 メ ートル 以上 0.15メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	77 円		外径が 0.1 メ ートル 以上 0.15メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	85 円	
	外径が 0.15メ ートル 以上 0.2 メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	100 円		外径が 0.15メ ートル 以上 0.2 メ ートル 未満の もの	長さ 1 メート ル1年 につき	110 円	
	外径が 0.2 メ ートル 以上 0.3 メ ートル 未満の	長さ 1 メート ル1年 につき	150 円		外径が 0.2 メ ートル 以上 0.3 メ ートル 未満の	長さ 1 メート ル1年 につき	170 円	

	もの				もの		
	外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年 につき	200 円		外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年 につき	230 円
	外径が 0.4 メートル 以上 0.7 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年 につき	360 円		外径が 0.4 メートル 以上 0.7 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年 につき	400 円
	外径が 0.7 メートル 以上 1 メートル 未満 のもの	長さ 1 メートル 1年 につき	510 円		外径が 0.7 メートル 以上 1 メートル 未満 のもの	長さ 1 メートル 1年 につき	570 円
	外径が 1 メートル 以上のも の	長さ 1 メートル 1年 につき	1,000 円		外径が 1 メートル 以上のも の	長さ 1 メートル 1年 につき	1,100 円
	通路、水路、建 物の敷地、資材 置場等として 使用する場合	1 平方 メートル 1年 につき	土地の固 定資産税 路線価又 は標準宅 地価格に <u>100 分の</u> <u>2.3</u> を乗 じて得た		通路、水路、建 物の敷地、資材 置場等として 使用する場合	1 平方 メートル 1年 につき	土地の固 定資産税 路線価又 は標準宅 地価格に <u>100 分の</u> <u>2.4</u> を乗 じて得た

		額			額
建物	1 平方 メートル 1 年 につき	建物評価 額に 100 分の 7.2 を乗じて 得た額 に、土地 の固定資 産税路線 価又は標 準宅地価 格に 100 分の 2.3 を乗じて 得た額を 加算した 額	建物	1 平方 メートル 1 年 につき	建物評価 額に 100 分の 7.2 を乗じて 得た額 に、土地 の固定資 産税路線 価又は標 準宅地価 格に 100 分の 2.4 を乗じて 得た額を 加算した 額
備考 略					備考 略

(東浦町都市公園条例の一部改正)

第2条 東浦町都市公園条例（昭和57年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
都市公園使用料			都市公園使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略			公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略		
道路法 (昭和27年法律第180号) 第32	第1種電柱	1本1年につき <u>950円</u>	道路法 (昭和27年法律第180号) 第32	第1種電柱	1本1年につき <u>1,100円</u>
	第2種電柱	1本1年につき <u>1,500円</u>		第2種電柱	1本1年につき <u>1,600円</u>
	第3種電柱	1本1年につき <u>2,000円</u>		第3種電柱	1本1年につき <u>2,200円</u>

条第 1項 第1号に 掲げ る工 作物の 敷地と して使 用する 場合	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850円</u>	条第 1項 第1号に 掲げ る工 作物の 敷地と して使 用する 場合	第1種電話柱	1本1年につき	<u>940円</u>	
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400円</u>		第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500円</u>	
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900円</u>		第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100円</u>	
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85円</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>94円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類 略							
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>5円</u>		地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>6円</u>	
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830円</u>		地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>570円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>790円</u>	
	広告塔	表示面積1平方メー	<u>2,400円</u>		広告塔	表示面積1平方メー	<u>2,300円</u>	

		トル 1 年につ き				トル 1 年につ き		
	その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,700 円		その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,900 円	
道路 法第 32条 第 1 項第 2号 に掲 げる 物件 を埋 設す る場 合	外径が 0.07 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	36 円		道路 法第 32条 第 1 項第 2号 に掲 げる 物件 を埋 設す る場 合	外径が 0.07 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	40 円
	外径が 0.07 メー ートル以上 0.1 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	51 円		外径が 0.07 メー ートル以上 0.1 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	57 円	
	外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	77 円		外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	85 円	
	外径が 0.15 メー ートル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	100 円		外径が 0.15 メー ートル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	110 円	
	外径が 0.2 メー トル以上 0.3 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	150 円		外径が 0.2 メー トル以上 0.3 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	170 円	
	外径が 0.3 メー トル以上 0.4 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	200 円		外径が 0.3 メー トル以上 0.4 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	230 円	
	外径が 0.4 メー トル以上 0.7 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	360 円		外径が 0.4 メー トル以上 0.7 メー ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	400 円	

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>570円</u>
	外径が1メートル以上ものの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000円</u>		外径が1メートル以上ものの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100円</u>
行商、募金その他これらに類する行為をする場合の項から興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合の項まで 略				行商、募金その他これらに類する行為をする場合の項から興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合の項まで 略			
備考 略				備考 略			

(東浦町道路占用料条例の一部改正)

第3条 東浦町道路占用料条例（昭和62年東浦町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>950円</u>	法第32条第1項に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100円</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500円</u>	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600円</u>	
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000円</u>	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200円</u>	
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850円</u>	第1種電話柱	1本1年につき	<u>940円</u>	
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400円</u>	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500円</u>	

	き			き		
第3種電話柱	1本1年につき	1,900円		第3種電話柱	1本1年につき	2,100円
その他の柱類	1本1年につき	85円		その他の柱類	1本1年につき	94円
共架電線その他上空に設ける線類						
略						
地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5円		地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	6円
路上に設ける変圧器	1個1年につき	830円		路上に設ける変圧器	1個1年につき	920円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	570円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720円		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790円
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400円		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300円
その他のもの	占用面積1平	1,700円		その他のもの	占用面積1平	1,900円

		方メートル1年につき				方メートル1年につき	
法第 32条 第1項第 2号に掲 げる物 件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	36 円	法第 32条 第1項第 2号に掲 げる物 件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	40 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	51 円		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	57 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	77 円		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	85 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	100 円		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	110 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	150 円		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	170 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	200 円		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	230 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	360 円		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	400 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	510 円		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	570 円
	外径が 1 メートル	長さ 1	1,000 円		外径が 1 メートル	長さ 1	1,100 円

	トル以上のも の	メート ル1年 につき			トル以上のも の	メート ル1年 につき	
法第 32条 第1項 第3号 及び 第4号 に掲 げる施 設	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,700円		法第 32条 第1項 第3号 及び 第4号 に掲 げる施 設	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,900円	
法第 32条 第1項 第5号 に掲 げる施 設	上空に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,200円	法第 32条 第1項 第5号 に掲 げる施 設	上空に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,100円
	地下に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	710円		地下に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	680円
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,700円		その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,900円
法第 32条 第1項 第6号	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	占用面 積1平 方メー トル1 日につ	24円	法第 32条 第1項 第6号	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	占用面 積1平 方メー トル1 日につ	23円

に掲 げる 施設		き		に掲 げる 施設		き	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	240円		その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	230円
	令第7条 第1号に 掲げ る物 件	看板 (チア チであ るもの を除 く。)	一時的に設け るもの を除く。 他のもの	表示面積1平 方メー トル1 月につ き	240円	看板 (チア チであ るもの を除 く。)	表示面積1平 方メー トル1 月につ き
	他のもの	230円					
	他のもの	2,300円					
	標識	1,500円					
	旗ざお	23円					
	他のもの	230円					
	他のもの						

幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トル1 日につ き	<u>24円</u>		幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トル1 日につ き	<u>23円</u>
	その他 のもの	その面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>240円</u>			その他 のもの	その面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>230円</u>
アーチ	車道を 横断す るもの	1基1 月につ き	<u>2,400円</u>		アーチ	車道を 横断す るもの	1基1 月につ き	<u>2,300円</u>
	その他 のもの	1基1 月につ き	<u>1,200円</u>			その他 のもの	1基1 月につ き	<u>1,100円</u>
令第 7条 第2 号に 掲げ る工 作物		占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>1,700円</u>		令第 7条 第2 号に 掲げ る工 作物		占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>1,900円</u>
令第 7条 第3 号に 掲げ る施 設		占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	A に <u>0.033</u> を 乗じて得 た額		令第 7条 第3 号に 掲げ る施 設		占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	A に <u>0.034</u> を 乗じて得 た額
令第 7条 第4		占用面 積1平 方メー	<u>240円</u>		令第 7条 第4		占用面 積1平 方メー	<u>230円</u>

号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		トル1月につき		号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		トル1月につき	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	170円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	190円
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額

		トル1 年につ き	た額			トル1 年につ き	た額
備考 略				備考 略			

(東浦町公用物管理条例の一部改正)

第4条 東浦町公用物管理条例（平成12年東浦町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前				
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）				
使用物件の種類	区分	単位	使用料	使用物件の種類	区分	単位	使用料	
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	950円	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	1,100円	
	第2種電柱	1本1年につき	1,500円		第2種電柱	1本1年につき	1,600円	
	第3種電柱	1本1年につき	2,000円		第3種電柱	1本1年につき	2,200円	
	第1種電話柱	1本1年につき	850円		第1種電話柱	1本1年につき	940円	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400円		第2種電話柱	1本1年につき	1,500円	
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900円		第3種電話柱	1本1年につき	2,100円	
	その他の柱類	1本1年につき	85円		その他の柱類	1本1年につき	94円	
	共架電線その他上空に設ける線類				共架電線その他上空に設ける線類			
	略				略			

	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>5円</u>		地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>6円</u>
	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>830円</u>		地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>920円</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>510円</u>		地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>570円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,700円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,900円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>720円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>790円</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,400円</u>		広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,300円</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700円</u>		その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,900円</u>
地下に埋設物を設置す	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36円</u>		地下に埋設物を設置す	外径が 0.07 メートル未満のもの	<u>40円</u>
	外径が 0.07 メートル	長さ 1	<u>51円</u>			外径が 0.07 メートル	<u>57円</u>

る場合	一トル以上 0.1 メートル未満 のもの	メートル 1 年 につき		る場合	一トル以上 0.1 メートル未満 のもの	メートル 1 年 につき	
	外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メートル 1 年 につき	77 円		外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メートル 1 年 につき	85 円
	外径が 0.15 メー トル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ 1 メートル 1 年 につき	100 円		外径が 0.15 メー トル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ 1 メートル 1 年 につき	110 円
	外径が 0.2 メー トル以上 0.3 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	150 円		外径が 0.2 メー トル以上 0.3 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	170 円
	外径が 0.3 メー トル以上 0.4 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	200 円		外径が 0.3 メー トル以上 0.4 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	230 円
	外径が 0.4 メー トル以上 0.7 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	360 円		外径が 0.4 メー トル以上 0.7 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	400 円
	外径が 0.7 メー トル以上 1 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	510 円		外径が 0.7 メー トル以上 1 メー トル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年 につき	570 円
	外径が 1 メー トル以上のも の	長さ 1 メートル 1 年 につき	1,000 円		外径が 1 メー トル以上のも の	長さ 1 メートル 1 年 につき	1,100 円
鉄 道、 軌道 等を 設置 する		使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,700 円	鉄 道、 軌道 等を 設置 する		使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,900 円

場合					場合				
露店 商品 置場 を設 置す る場 合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	24円		露店 商品 置場 を設 置す る場 合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	23円	
	その他もの	使用面積1平方メートル1月につき	240円		その他もの	使用面積1平方メートル1月につき	230円		
看板 類等 を設 置す る場 合	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240円	看板 類等 を設 置す る場 合	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230円
	その他もの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400円		その他もの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300円		
	標識	1本1年につき	1,400円		標識	1本1年につき	1,500円		
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23円		
	その他	1本1	240円		その他	1本1	230円		

	のもの	月につき			のもの	月につき	
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その使用面積 1平方メートル1日につき	24円	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その使用面積 1平方メートル1日につき	23円
	その他	その使用面積 1平方メートル1月につき	240円		その他	その使用面積 1平方メートル1月につき	230円
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400円	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300円
	その他	1基1月につき	1,200円		その他	1基1月につき	1,100円
通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合	使用面積 1平方メートル1年につき	土地の固定資産税路線価又は標準住宅地価格に <u>100分の2.3</u> を乗じて得た額	土地の固定資産税路線価又は標準住宅地価格に <u>100分の2.4</u> を乗じて得た額				
備考 略				備考 略			

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 提案理由

道路占用料等の額を改めるため提案するものである。